

令和 3 年 第 4 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 4 月 5 日 (月) 午前 9 時 00 分～10 時 29 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (36 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員
22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員
25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員
28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員
31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員

4. 欠席委員 (1 人)

34 番 外尾美津子 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について

(2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(4) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (4 号) の承認決定について

(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

(1) 合意解約の報告

(2) 形状変更届出について

業務連絡事項

(1) 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子

農地農政係

川崎正己

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年4月第4回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、34番 外尾美津子委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、17番 土井哲夫委員、18番 津田保委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第53号 =

議長 はじめに、1.「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題といたします。議案番号第53号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第53号、農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。

令和3年4月1日付けで農業委員会事務局から〇〇元局長が議会事務局長へ、〇〇様、〇〇様が退職、〇〇が総務課へ異動をしております。

後任としまして、企画財政課から〇〇、保健福祉課から〇〇、学校教育課から〇〇、農業振興課から私、〇〇でございます。

農業委員会の職員は農業委員会等に関する法律第26条第3項により農業委員会が任免すると規定されておまして、4月1日に会長から辞令を交付していただいております。

(異動職員の挨拶)

事務局長 これで、議案番号第53号「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」は終了いたします。

= 議案番号第54号 =

議長 続きまして、2.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第54号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第54号。権利の種類は使用貸借権設定。
申請農地は、白石町大字堤字嘉瀬川〇〇番、大字湯崎字川津〇〇番、田1,510㎡
です。

貸付人は、白石町大字湯崎〇〇番地（川津）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字湯崎〇〇番地（川津）〇〇氏です。

耕作面積は、田12,448㎡、畑2,587㎡、計15,035㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定
でございます。（期間は令和3年5月1日～50年間）

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第54号に賛成の方の挙手を求めま
す。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第54号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝議案番号第55号＝

議長 続きまして、議案番号第55号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第55号。権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地は、白石町大字湯崎字湯崎〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、大字
湯崎字川津〇〇番、同じく〇〇番、田10,813㎡、畑450㎡、計11,263㎡です。

貸付人は、白石町大字湯崎〇〇番地（川津）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字湯崎〇〇番地（川津）〇〇氏です。

耕作面積は、田12,448㎡、畑2,587㎡、計15,035㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、〇〇名義分について、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対
し使用貸借権の再設定でございます。（期間は令和3年5月1日～50年間）

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 55 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 55 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 56 号 =

議長 続きまして、議案番号第 56 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 56 号。権利の種類は使用貸借権設定。
申請農地は、白石町大字坂田字坂田山〇〇番、畑 522 m²です。
貸付人は、白石町大字坂田〇〇番地（白岩）〇〇氏です。
借受人は、白石町大字坂田〇〇番地（白岩）〇〇氏です。
耕作面積は、畑 5,474 m²です。
稼働力は男 1 名、女 0 名です。
申請の事由は、借受人の要望でございます。(期間は令和 3 年 4 月 5 日～令和 6 年 4 月 4 日)
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。
借受人の〇〇さんの現在の耕作面積だけ教えて下さい。

事務局 〇〇さんの現在の耕作面積は、5,474 m²であります。

議長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 56 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 56 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 57 号＝

議長 議案番号第 57 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 57 号。権利の種類は賃借権設定。
申請農地は、白石町大字坂田字坂田山〇〇番、畑 3,847 m²です。
貸付人は、白石町大字坂田〇〇番地（白岩）〇〇氏です。
借受人は、白石町大字坂田〇〇番地（白岩）〇〇氏です。
耕作面積は、畑 5,474 m²です。
稼働力は男 1 名、女 0 名です。
申請の事由は、借受人の要望でございます。(期間は令和 3 年 4 月 5 日～令和 6 年 4 月 4 日)
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。
畑とは、どんな畑ですか。みかん畑とか、パパイヤ畑とか、どんな畑ですか。

事務局 議案番号 56 号にも繋がりますが、町が勧める 6 次産業化において、現在、果樹栽培を行われている農地です。ここでは、レモン・ブルーベリー・もも・すもも・いちじく・ポポーという果樹系の作物を栽培されております。

〇番 私が質問した訳は、あの辺りは荒れていたもので、単なる雑木林かなと思ひまして、こうしてやっていただけることは非常にいいなと思ひまして、質問してみました。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 57 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 57 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 58 号 =

議長 続きまして、議案番号第 58 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 58 号。権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地は、大字新明〇〇番、同じく〇〇番、田 6,064 m²です。

譲渡人は、佐賀市八丁畷町 8 番 1 号 公益社団法人佐賀県農業公社 理事長池田宏昭氏（佐賀市）です。

譲受人は、白石町大字新明〇〇番地（新明 1A）〇〇氏です。

耕作面積は、田 30,927 m²です。

稼働力は男 1 名、女 0 名です。

申請の事由は、平成 23 年 12 月 6 日の農業委員会総会にて農業公社に売渡された農地を買受予定者の〇〇氏が売買金額を払い終え、買い受けることによるものでございます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 17 日に事務局と現地確認を行いました。

事務局より説明がありましたとおり、申請地は、平成 23 年 12 月の総会にて農地公社に売り渡された農地を、譲受人が 10 年間で売買金額を払い込みましたので買い受けるという申請です。

譲受人は現在、米・蓮根を中心に約 3ha の規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。

これは、県の農業中間管理公社の最たる事業かなと思います。事務局にお願いなのですが、今、当委員会が管理している事例を、次回の委員会総会で結構ですので、資料としていただけないでしょうか。今、私が担当させていただいている農地の売渡し希望の方々と何回となく話をしているのですが、会計をお願いしている方々が今言われているのが、こういう状況の中、なかなか買うことができないというお話があります。そういう中で、この記録を見ると、平成 23 年に農業委員会で、事業承認されて約 10 年。そして、支払が正式に終わっているという状況のようですので、そういう制度等も、もっと、買受を希望される方々にお話をして、規模拡大に役立てていただけませんかとお話ができるのかなと思っています。

そして、買受希望者などは、事業改善計画を提出してくださいというのが、要件になっていると思うのですが、そういったポイントと言うか、最終的に必要ですというものがあれば、私たち委員としても規模拡大の予定者の方にお話ができるので教えて下さい。意見というか、要望という形をお願いします。

事務局 ○〇委員さんからご提案があったのが、制度内容を詳しく紹介ということで、ご意見いただいたかと思うのですが、この事業が、当時、担い手支援農地保有合理化事業ということで、そのまま、分割払で取得できますという事業内容だったのですが、これは、先ほど、おっしゃったように、農地を取得して規模拡大を目指しているにもかかわらず、融資の関係で、一括では払えないものの、年払いとかでは、分割払いができるという方について、農地を取得するための事業だったのですが、今現在、この事業というのは、農地中間機構では、取り組まれておりません。

白石町でも、数か月前くらいに福富のほうで、同じような形で、10 年間の完済が終わられて、同じような形で議案を挙げさせていただいたという所はあるのですが、この事業の白石町の方は、この〇〇様の分で終わりです。

今後につきましては、この様な事業は取り組まれておりませんので、年払いとなれば、金融機関のほうに、一括でL資金とか、そういう資金で借りられて、そのほうに返済をしていただく、そちらのほうも、低金利融資・利子補給等の制度の内容があると思いますので、そういう形での農地の取得のほうでお願いしたいと思います。

○番 ありがとうございます。

○番 ○番の〇〇です。

先ほどとの関連ですけど、この時の売買価格と、分割でということで、金利とかの補助でされたのかなと思っていたのですが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局 当時の価格、平成 23 年 12 月 6 日の所有権移転ということで、農用地利用集積

計画で報告をしております。その時、10a 当たり単価〇〇円、総額が〇〇円で、当時、新明の方から農地公社のほうに売却されています。

○番 あと、事業とかで、その補助というか、金利とかは補助されていたのでしょうか。

○番 ○番の〇〇です。

私、よく知っております。旧有明町の頃、私が第1号だったと思います。〇〇さんが農業委員事務局の時に、こういう事業があるから、1年間待ってくださいと言われて、1年経って、大体、売買価格の10分の1ずつを、公社に払うと、10年経ったら、全額になりますから、公社としては、手数料、金利そのものは、全部丸ごと公社が引き受けてするという形です。その当方で、6反でしたから、百何十万で、7・8百万でしたか。

公社としては、もっと大口の事を期待していたようです。たったこれだけですかと言われた記憶があります。何か月か前に、他の要件で公社のかたが来られた時に、この話をしたら、もうなくて今は残務整理だけですよと言われた感じがします。

事務局 〇〇委員さんから説明をしていただきましたが、少し説明をさせていただきます。

返済が終わっていない残金に、利息が発生した場合は、峰松さんのほうが負担をなさるといことなので、実際、利息にかかる負担だけお支払をなされていたのではないかと思います。ちなみに言うと、今、農地公社、あっせんという事で800万円控除をさせていただいておりますけれど、1,500万円控除を受けるためには、農地中間管理機構を通して売買をする。その場合には、1.2%の手数料がかかっていたかと思ひます。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第58号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第59号＝

議長 続きまして、3.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたし

ます。議案番号第 59 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 59 号。

申請農地は、大字築切字二本黒木〇〇番、田 193 m²、同じく〇〇番、田 447 m²、同じく〇〇番、田 71 m²、計 711 m²です。

申請者は、白石町大字築切〇〇番地（二の籠）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

〇〇番と〇〇番につきましては、農地区分は農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用作業場の拡張及びアスパラガスハウスの一部を農業用倉庫に変更するものや、以前から農業用作業場、農業用倉庫、農業用井戸として使用していた農地の転用を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、一部について、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについては、議事参与の制限がございます。〇番〇〇委員については、発言を控えていただきます。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 59 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 59 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 60 号 =

議長 続きまして、議案番号第 60 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 60 号。

申請農地は、大字福富字廿治〇〇番、田 550 m²です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地（下区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は、現在寿司屋を営んでおられますが、来客用の駐車場として使用していた農地の転用を目的とするものです。

周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 60 号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 60 号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 61 号 =

議長 続きまして、議案番号第 61 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 61 号。

申請農地は、大字福富字北十三〇〇番、畑 177 m²、同じく〇〇番、畑 242 m²、計
419 m²です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地（北区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でご
ざいます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農家住宅、農業用倉庫、農業・海苔養殖業用倉庫、宅地進入路、
庭として使用していた農地の転用を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。

6 ページ・7 ページの地図を見ているのですが、畑の下の田んぼの所に住宅がかかっているのですが、これは、問題ないですか。○○番の下の○○番と○○番の所です。

事務局 ○○番の農家住宅については、以前、農家住宅として許可を受けられていて、地目変更を、まだ、なさっていない状況であります。今回、周りの分の申請地を含めて、地目変更、○○番とあわせてなさる予定なので、以前、許可を受けられているので、問題ないかと思えます。

○番 ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 61 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 61 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 62 号 =

議長 続きまして、議案番号第 62 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 62 号。

申請農地は、大字牛屋字東松○○番、畑 81 m²です。

申請者は、白石町大字牛屋○○番地（東上）○○氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として3月30日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、車庫、庭の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から一部既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第62号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第62号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第63号＝

議長 続きまして、4.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第63号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 63 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字福富字南観音〇〇番、田 673 m²、同じく〇〇番、畑 199 m²、計 872 m²です。

譲渡人は、白石町大字福富下分〇〇番地（六府方区）〇〇氏です。

譲受人は、長崎県南島原市布津町丙〇〇番地（長崎県）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は青果物仲買業を営んでおられ、白石町で収穫される作物の集出荷施設資材置場、運搬用トラックの駐車場、進入路・通路として申請されました。

周辺農地への影響はなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、一部無断で転用されていることについては、十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 63 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 63 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 64 号＝

議長 続きまして、議案番号第 64 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 64 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字戸ケ里字一本樟〇〇番、畑 165 m²、同じく〇〇番、畑 174 m²、計 339 m²です。

譲渡人は、福岡県糟屋郡志免町別府北〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

〇〇番につきましては、農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

また、〇〇番につきましては、農地区分は第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは、事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることでございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 3 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、稲作用育苗育成管理保管場所の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から一部無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 64 号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 64 号は原案のとおり申請
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 65 号＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 65 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認
決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第65号の令和3年農用地利用集積計画（4号）の承認決定についてご説明
いた します。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は7件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから3ページに11件、4ページから7ページの農地中間管理機構への利用権
設定関係が35件、合わせて46件の計画が提出されています。

賃借権設定が46件となっています。そのうち新規が28件、その中で自作地から新
規に利用権設定をされるものが9件で、再設定は18件でした。

今回の利用権の総面積は276,821㎡です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが11件、農地中
間管理機構によるものが35件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は6件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして 46件と
も承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ごさいませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 65 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 65 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定について審議します。
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 65 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 65 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 66 号 ～ 議案番号第 73 号＝

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 66 号から議案番号第 73 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 66 号。農地の売渡し希望でございます。

申出農地は、大字福吉字二本松〇〇番、田 7,877 m²、同じく〇〇番、田 2,676 m²、同じく〇〇番、田 279 m²、計 10,832 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福吉〇〇番地（福吉南）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

議案番号第 67 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 1,334 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地（西分一号）〇〇 氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 68 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 1,445 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字遠江〇〇番地（太原搦）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のため農地の処分でございます。

議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 69 号。

申出農地は、大字牛屋字木屋搦〇〇番、田 2,250 m²、同じく〇〇番、畑 39 m²、
大字牛屋字大五搦〇〇番、田 1,487 m²、計 3,776 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地（室島）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、18 ページから 19 ページをご覧ください。

議案番号第 70 号。

申出農地は、大字福富字鐘松〇〇番、田 2,811 m²、同じく〇〇番、田 2,624 m²、
大字福富字二本柳〇〇番、田 3,359 m²、同じく〇〇番、田 931 m²、計 9,725 m²で
ございます。

あっせん申出者は、多久市北多久町大字小侍〇〇番地（多久市）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、20 ページをご覧ください。

議案番号第 71 号。

申出農地は、大字築切字一本杉〇〇番、田 3,721 m²、同じく〇〇番、畑 239 m²、
大字築切字一本黒木〇〇番、田 415 m²、大字新拓〇〇番、田 972 m²、同じく〇〇
番、田 1,209 m²、計 6,556 m²でございます。

あっせん申出者は、福岡市博多区光丘町〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、21 ページから 23 ページをご覧ください。

議案番号第 72 号。

申出農地は、大字福富字清兵エ〇〇番、田 3,749 m²、同じく〇〇番、田 3,270 m²、
計 7,019 m²でございます。

あっせん申出者は、長崎市大手〇丁目〇番〇号（長崎県）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのため農地の処分でございます。

議案の位置図は、24 ページをご覧ください。

議案番号第 73 号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 4,719 m²、同じく〇〇番、田 5,132 m²、計 9,851

m²でございます。

あっせん申出者は、熊本市中央区神水〇丁目〇番〇号（熊本県）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のため農地の処分でございます。

議案の位置図は、25 ページをご覧ください。

以上、議案第 66 号から議案第 73 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 66 号から議案番号第 73 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 66 号から議案番号第 73 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 66 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 67 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 68 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 69 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 70 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 71 号。

委員 〇番 〇〇委員と、〇番 〇〇委員を上から 3 件、あと 2 件は、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 72 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 73 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 66 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 67 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 68 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 69 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 70 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 71 号 ○番 ○○委員と、上から 3 件が、○番の○○委員、下の 2 件が○番 ○○委員。

議案番号第 72 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 73 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で、議案番号第 66 号は○○、議案番号第 67 号は同じく○○、議案番号第 68 号は○○、議案番号第 69 号は○○、議案番号第 70 号は○○、議案番号第 71 号は○○、議案番号第 72 号は○○、議案番号第 73 号は○○。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項

- 1 第5回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 報酬等に支払いについて
- 3 配布物について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 29 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員